

1. 特許を取得するための費用

特許を取得するには、特許出願後、**審査**を受ける必要があります。
その審査を請求するのに、**168600 円 + 4000 円 × 請求項数**が必要です。

審査に通れば、特許料 1~3 年分を払わなくてはなりません。

特許料は、**11400 円 + 1000 円 × 請求項数**です。

すなわち、**185000 円**~必要です。

ちょっと高いですよね(^^;”

→ **減免制度**を利用しましょう (^o^) /

2. 減免される条件

まず、出願人が、①個人か、②個人事業主か、③法人かで、減免措置が受けられるかわります。

ここでは、学生が発明して、特許を取得しようとする場合を検討します。

未成年の場合、親を代理人としてたてる必要がありますが、権利者は発明者本人ですから、1) か 2) の条件を満たせば、減免の対象となります。

1) 所得税を課されているか？

アルバイトなどで **103 万円以上**稼いだ場合、所得税が課されます。

超えていなければ、**審査請求料**が**半額**になり、**特許料**が **3 年猶予**してもらえます。

→**納税証明書** (その 1)、**源泉徴収票**、あるいはそのコピーを提出。

2) 市町村民税を課されるか？

神戸市の場合、前年の合計所得金額が **125 万円**を超えれば、市民税を課されます。

超えなければ、**審査請求料**も**特許料**も**免除**されます。

→**市町村民税 (非) 課税証明書**、あるいはそのコピーを提出。

アルバイトで高額を稼いでいない学生の場合、審査請求料および特許料（1～3 年分）が**免除**されます。

出願料の 15000 円のみで特許が取得できます。

<参考>

特許庁 減免制度について

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/3_kojin.htm

減免制度の詳細と手続き方法、見本のダウンロードができます。